

諮詢書

佐市資産第842号
令和2年10月1日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

(実施機関名)

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 質問内容

佐賀市滞納管理システムによる電子計算機処理の開始について

2 電子計算機処理の導入目的及び理由

別紙のとおり

3 電子計算機処理を行う個人情報の内容

固定資産税の納税通知書の発送情報及び納税義務者等との折衝情報

4 電子計算機処理を行う時期

令和3年7月稼動予定

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

別紙のとおり

6 所管課

市民生活部資産税課

<システム導入の背景>

納税義務者との折衝記録を管理できる滞納管理システムについては、現在、納税課、保険年金課に導入されているが、資産税課には導入されていない。

そのため、資産税課では課税事務に使用する佐賀市基幹行政システム（SHIPS）に折衝内容を記録しているが、SHIPSには折衝情報の管理機能がないため十分に入力することができず、納税通知書の発送・送達等の情報は別途EXCELファイル等で管理している。

固定資産税は他の市税に比べ納税義務者から課税や評価に係る問い合わせが多い税目であるが、資産税課の折衝情報等の管理や納税課との共有が効率的に行われていないため、軽微な問い合わせで相手を長時間待たせたり、説明が行き違いトラブルとなる事例も発生している。

近年は相続の増加に伴い固定資産税に関する問い合わせが増加しており、資産税課の折衝情報を効率的に管理し、納税課との間でより緊密な情報共有を行う必要がある。

2 電子計算機処理の導入目的及び理由

(1) 納税義務者の問合せへの対応を向上し、トラブルを未然に防ぐため

- ・納税義務者へ、いつだれがどのような話をしたか共有しトラブルを減らす。
- ・納税通知書の発送状況を資産税課と納税課で共有し、納税通知書が届かない等の問い合わせの際の、待ち時間を短縮する。
- ・トラブルが発生した際に、過去の折衝記録を参照することにより、原因の究明や対応の改善に資する。

(2) 佐賀市基幹行政システム（SHIPS）より折衝管理に適したシステムが導入されるため

- ・SHIPSは折衝情報の管理機能が充実しておらず、複数課で共有もできない。
- ・現行の滞納管理システムでは、複数課で折衝情報を共有した場合に、滞納処分情報も資産税課で閲覧可能となる問題がある。
- ・新たに導入される滞納管理システムでは、上記の問題が解決可能である。

5 個人情報の適切な取扱いについての措置

- ・システム運用に係る責任者は資産税課長とする。
- ・ネットワークはインターネットに接続しない基幹系ネットワークとする。
- ・データは、クライアントパソコンには保存せず、サーバーに保存する。
- ・資産税課と納税課の情報共有においては、課税情報（納税通知書、相続、折衝等）は共有するが、滞納処分情報（財産調査等）は共有しない。